

(認定)

# 特定非営利活動法人静岡県就労支援事業者機構

## 更生保護

### 【団体の概要】

(設立年) 平成21年12月8日(平成22年3月23日法人化)

(代表者) 会長 松林隆一

(事務所所在地) 〒420-0853 静岡市葵区追手町10-218-2

(電話番号/ FAX) 054-251-8638

(E-Mail) secretariat@siensha-kiko.shizuoka.jp

(HP)

(会員数) 228社・団体

(職員数) 7人(常勤3人、非常勤4人)



会員、更生保護関係者を対象とした研修会の開催



静岡県更生保護大会における協力雇用主の顕彰

### 【団体の目的】

犯罪者や非行少年(以下「犯罪者等」)が社会の一員として更生するためには、就職の機会を得て経済的に自立することが重要であることにかんがみ、事業者の立場から犯罪者等の就労を支援し、犯罪者等が再び犯罪や非行に陥ることを防止することにより、円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与する。

### 【活動又は協働の実績】

- (1) 犯罪者等の就労支援
- (2) 犯罪者等の雇用促進
- (3) 幅広い業種からの協力雇用主の開拓(協力雇用主…犯罪者等の就労困難者を雇用し、支援する事業者)
- (4) 協力雇用主等の研修会や交流会の開催
- (5) 再犯防止や就労支援の広報・啓発

※ 平成27年度から、法務省の更生保護就労支援事業を受託し、静岡県更生保護就労支援事業所を設置して、支援対象者の就職活動支援業務及び雇用基盤整備業務に取り組んでいます。

### 【団体からのメッセージ (PR)】

・静岡県就労支援事業者機構は、県内の経済団体や事業者の協力により、罪を犯した人たちの就労を支援し、安全で安心な社会づくりに貢献する組織です。「罪を犯した人たちが社会の一員として更生するためには、仕事を心得、経済的に自立することが極めて重要である。」という設立趣意の下、活動をしています。

**事業を支えていただく会員としての参加をお願いします。**

- ・二種会員 年会費 27,000円 寄附金一口 3,000円をお願いしております。
- ・三種会員 地区協力雇用主会として入会いただいております。(協力雇用主は、観察所への登録が必要です。)
- ・賛助会員 年会費 一口 3,000円以上をお願いしております。